租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 07） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）
		② 上記以外の税目	（所得税、個人住民税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 　個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。 〇対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 〇割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 〇割増償却期間：５年間 〇割増償却限度額： ・機械・装置　普通償却限度額の 32% ・建物・附属設備、構築物　普通償却限度額の 48%
			《要望の内容》 適用期限を２年間延長し、令和 11 年３月 31 日までとする。
			《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第 23 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条
5	担当部局		農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和３年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 45 年創設 平成 ２年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 平成 12 年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の５年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度：適用期限の２年延長 平成 19 年度：適用期限の２年延長 平成 21 年度：適用期限の１年延長 平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の１年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。

				平成 23 年度：適用期限の2年延長 平成 25 年度：適用期限の2年延長 平成 27 年度：適用期限の2年延長 平成 29 年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。 平成 31 年度：適用期限の2年延長 令和 3年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却へ改組。 令和 6年度：適用期限の3年延長
8	適用又は延長期間			2年間（令和9年4月1日～令和 11 年3月 31 日）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和 45 年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。
				《政策目的の根拠》 【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】 〇第4条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 （略） 二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。 〇第 23 条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林

				水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。 【「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月 21 日閣議決定）】 第2章　日本の成長力強化と安全・安心の確保 1.「強い経済」の実現 （3） 強い地域経済の構築 （個性をいかした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	［大目標］ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振 興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の 増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定 向上と国民経済の健全な発展を図る。 ［中目標］ Ⅰ－5 農村の振興 ［政策分野］ 23 中山間地域等の振興 〇食料・農業・農村基本計画（令和7年4月 11 日閣議決定） Ⅴ 農村の振興 5 中山間地域等の振興 中山間地域等の条件不利地域は他の地域と比較して、人口減少や高齢化が急激に進行しており、担い手不足や集落機能の低下等厳しい状況に置かれている。 このため、中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を 併せてパッケージとして一体的に実施する。
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域における新規雇用の創出を目標とする。 〇測定指標：本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 〇補助指標： 本特例の適用を受けた事業者による設備投資額 ●目標値：本特例の適用期間中（令和9年度～令和 10 年度）に本特

				例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 350 人以上とする。（各年度 175 人以上とする。） ※目標値の算出方法について 目標値（350 人）の算出方法については、過疎対策室において実施した調査（※）の令和４年度～令和７年度平均新規雇用者数の２倍としている。 （新規雇用者数　令和４年度～令和７年度平均：175 人） ●補助指標の目標値 本特例の適用期間中（令和９年度～令和 10 年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円とする。 ※補助目標値（435 億円）の算出方法については以下のとおり ・令和４年度～令和７年度：過疎室独自調査（※）による。 ・令和８年度～令和 10 年度：令和４年度から令和７年度の実績の単年度平均と同数と推計。 令和４年度～令和７年度の単年度平均 （380+226.1+140.1+123.8）÷4= 217.5 217.5×２＝435（令和９年度及び令和 10 年度の合計） ※調査について ・名称：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づく租税特別措置の適用実績及び地方税の減収補填措置に関する調査（以下「過疎対策室独自調査」という。） ・実施者：総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室 ・趣旨：税制特例措置等の制度検討の際の基礎資料とする ・対象：過疎関係市町村等が把握している租税特別措置を適用する可能性がある事業者 ・時点：毎年度６～７月 ※過疎関係市町村等が租税特別措置法施行規則第５条の 13 第 10 項及び第 20 条の 16 第７項に基づき発行する「確認書」の内容及び過疎関係市町村等を通じて行う事業者ヒアリング結果を集計するもの。 ※前回評価から補助指標を追加する理由について 本措置の効果を、多面的に捕捉するため、下記の補助指標を追加する。 ・設備投資の促進効果を把握するため、「本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円とする」ことを補助指標に追加する。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充により、人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。

10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td>年度</td><td>適用数(件)</td></tr><tr><td>R3</td><td>31</td></tr><tr><td>R4</td><td>82</td></tr><tr><td>R5</td><td>121</td></tr><tr><td>R6</td><td>122</td></tr><tr><td>R7</td><td>182</td></tr><tr><td><u>R8</u></td><td>189</td></tr><tr><td><u>R9</u></td><td>189</td></tr><tr><td><u>R10</u></td><td>189</td></tr></table>※下線を付した年度は、推計値を記入している。 【算定根拠】 令和3～6年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和5年第 211 回国会提出、令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出)による。 ※令和3年度実績が少ないことの理由: 令和3年 12 月 31 日までの間に取得等した工業用機械等については、改正前の租税特別措置法に基づき、特別償却を行うことができたため(割増償却の要件である「市町村計画」が定められるまでの経過措置:租特法附則(令和3年3月 31 日法律第 11 号)第 32 条第5項、第 50 条第5項及び第 66 条第5項)、令和3年度において、特別償却を行う事業者と割増償却を行う事業者に分かれ、結果として「割増償却」の適用件数が少なくなっている。 〇令和7年度の適用件数について 令和7年度の適用件数は、上記報告書がまだ公表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数(実数)としている。 〇令和8年度以降の適用件数について ・令和8年度適用件数については、本制度が5カ年の割増償却であるため、以下の式で算出。 令和7年度適用件数(182 件) －令和3年度適用開始件数(31 件) ＋新規適用見込分(令和3年度から令和7年度までの間の1年間当たりの平均増加件数(38 件)) ・令和9年度及び令和 10 年度の適用件数については、令和8年度の実績と同数と見込む。 ※全国的に事業所数が減少する傾向の中で、適用件数については維持することを目標とし、引き続き制度周知を図る。

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している原因》
・本税制の適用に必要な市町村による「確認書」の発行を受けた事業者のうち、決算赤字となった事業者が最終的に本制度を活用しなかったことが挙げられる（赤字のため制度を活用しなかった事業者数：令和4年度（前回評価時）14 事業者、令和7年度 78 事業者）。
・なお、実際の適用件数に加え、確認書発行後に決算赤字を理由として制度を活用しなかった事業者を含めると、前回評価時の将来予測の水準となる。

年度	前回予測	適用実績（A）	赤字のため制度を活用しなかった事業者数（B）	合計（C=A+B）
R4	89	82	14	96
R5	147	121	49	170
R6	205	122	53	175
R7	263	182	78	260

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》
・上記のとおり前回評価時の将来予測と適用実績に差は生じたが、後述 10④「効果」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。

《予測される将来の適用数 189 件（令和8年度）、189 件（令和9年度）、189 件（令和 10 年度）と過去の実績 62 件（令和3年度（31 件＋31 件）、82 件（令和4年度）、121 件（令和5年度）、122 件（令和6年度）、182 件（令和7年度））がかい離している原因》
・本制度による割増償却の適用期間が、対象設備を事業の用に供した年度から最大5年間継続する仕組みであることが要因となっている。
・そのため、各年度の適用件数は当該年度の新規利用分だけでなく、過年度に制度適用を開始した事業者による継続適用分が累積的に計上されることとなる。将来推計においては、過去の利用実績を踏まえ、継続適用分が積み上がることを見込んでいることから、過去の実績値と比較して大きくかい離している年度が生じている。

② 適用額

年度	適用額（千円）
R3	127,179
R4	568,480
R5	1,248,548
R6	1,272,112
R7	1,897,714
R8	1,970,703
R9	1,970,703

R10	1,970,703

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

【算定根拠】

令和3～6年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和5年第 211 回国会提出、令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出）による。

〇令和7年度以降の適用額について

上記 10①「適用数」の表記載の適用件数に、令和6年度の1件あたり適用額を乗じて算出。

※令和6年度1件あたり適用額（割増償却分）

1,272,112 千円÷122 件＝10,427 千円（千円未満四捨五入）

③ 減収額

《法人税》

年度	減収額（千円）
R3	29,506
R4	131,887
R5	289,663
R6	295,130
R7	440,270
R8	457,203
R9	457,203
R10	457,203

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

《法人住民税、法人事業税》（参考）

年度	地方税の影響額（千円）			
	法人住民税	法人都道府県民税	法人市町村民税	法人事業税
R3	2,065	295	1,770	8,903
R4	9,232	1,319	7,913	39,794
R5	20,277	2,897	17,380	87,398
R6	20,659	2,951	17,708	89,048
R7	30,819	4,403	26,416	132,840
R8	32,004	4,572	27,432	137,949
R9	32,004	4,572	27,432	137,949
R10	32,004	4,572	27,432	137,949

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措

			置に伴う連動分の減収額を算出した。
			【算定根拠】 《法人税》 上記 10②「適用額」記載の各金額に、法人税基本税率（23.2%）を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。 《法人住民税》 減収額＝法人都道府県民税減収額＋法人市町村民税減収額 ・法人都道府県民税減収額 ＝上記《法人税》表記載の法人税減収額 ×道府県民税基本税率（1%（地方税法第 51 条）） ・法人市町村民税減収額 ＝法人税減収額 ×市町村民税基本税率（6%（地方税法第 314 条の4）） 《法人事業税》 減収額 ＝上記 10②「適用額」記載の各金額 ×法人事業税基本税率（7%（地方税法第 72 条の 24 の 7））
		④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 年度 / 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 R4 / 202 人 R5 / 270 人 R6 / 120 人 R7 / 108 人 R8 / 175 人 R6～R8合計 / 403 人 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 〇本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 ・令和4年度～令和7年度：過疎対策室独自調査※による。 ・令和8年度：令和4年度から令和7年度の実績の平均値と同数と見込んだ。 【所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由】 現行制度の適用期間における新規雇用者数については、R6～R8累計目標 606 人（R4実績と同数で推計）に対し、現時点では 403 人と目標を下回る見込となった。 主な要因としては、制度の適用件数が前回評価時における推計値を下回ったことに加え、前回評価時に想定した 1 事業者当たりの雇用創出人数を下回ったことも挙げられる。 具体的には、1 件当たりの新規雇用者数はR4実績 2.46 人、R5実績 2.23 人であったが、R6以降は 1 人を下回り、R7実績では 0.59 人となっている。 一方で、小規模な設備投資（設備取得価格（500 万円以上、1000 万円未満））においても一定の新規雇用が確認できるほか、活用件数も増加傾向となっており、過疎地域における投資需要に対応しているも

のと考えられる。また、当制度を活用した事業者における新規雇用者割合は、R4：2.57%、R5：5.16%、R6：2.50%、R7：3.70%で推移しており、制度を活用した各企業における継続的な雇用の促進が確認できる。

更に、本制度がなければ設備取得をしなかったと回答する事業者も一定数存在しており、本制度が過疎地域における設備投資の促進に寄与しているものと考えられる。

①適用1件当たりの新規雇用者数

年度	適用件数	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数	1件当たり新規雇用者数
R4	82 件	202 人	2.46 人
R5	121 件	270 人	2.23 人
R6	122 件	120 人	0.98 人
R7	182 件	108 人	0.59 人
R8	189 件	175 人	0.93 人

※算出根拠：R4～R6の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出）による。R7の適用件数及び全年度の新規雇用者数は過疎対策室独自調査により算出。1 件当たりの新規雇用者数は「新規雇用者数/適用件数」により算出。（R8は、推計値を記入している。）

②従業員数に占める新規雇用者数の割合

年度	制度を活用した事業者の従業員数	制度を活用した事業者の新規雇用者数	従業員数に占める新規雇用者数の割合
R4	7,870 人	202 人	2.57%
R5	5,229 人	270 人	5.16%
R6	4,805 人	120 人	2.50%
R7	2,916 人	108 人	3.70%

※算出根拠：合計従業員数及び事業者数は過疎対策室独自調査により算出。（R8は来年度調査予定。）総従業員数に占める新規雇用者数の割合は「新規雇用者数/合計従業員数」により算出。

③取得価額別活用件数（R4～R7）

年度	設備取得価額ごとの活用件数		
	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上
R4	7	5	77
R5	9	9	109
R6	17	11	131
R7	15	14	153

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出

④新規雇用者数（R4～R7）

年度	設備取得価額ごとの新規雇用者数		
	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上
R4	4人	11 人	187 人
R5	6人	2人	262 人
R6	4人	2人	114 人
R7	0人	0人	108 人
平均	3.5 人	3.8 人	167.8 人

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出（適用1年目の事業者を抜粋。）

※前回要望から補助指標を追加する理由について
本措置の効果に関し、多面的に捕捉するため、下記の補助指標を追加する。
・設備投資の促進効果を把握するため、「本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円とする」ことを補助指標に追加する。

〇補助指標の実現状況

年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額
R4	380.0 億円
R5	226.1 億円
R6	140.1 億円
R7	123.8 億円
R8	217.5 億円
R9	217.5 億円
R10	217.5 億円

※設備投資額は小数第二位を四捨五入。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
・令和4年度～令和7年度：過疎室独自調査による。
・令和8年度～令和 10 年度：令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。
令和4年度～令和7年度の平均：（380+226.1+140.1+123.8）÷4=217.5

【所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性】
・本特例措置は、過疎地域における設備投資を促進することにより、地域産業の振興及び雇用機会の拡充を図ることを目的としている。制度適用件数は順調に推移しており、制度適用事業者による新規雇用者数は、R6実績 120 人、R7実績 108 人であり、R6～R8累計では 403 人となる見込みである。新規雇用者数は所期の目標値 606 人には至らない見込であるものの、制度活用事業者において新たな雇用

が創出されていることが確認できる。
・なお、制度を活用した事業者には比較的小規模な事業者も多く含まれていることから、新規雇用者数は当初想定を下回ったものの、制度を活用した事業者全体に占める新規雇用者割合によると、継続的な雇用確保が図られていると言える。
・以上から、本特例措置は過疎地域における設備投資及び雇用機会の拡充に一定の効果を有しており、過疎地域の持続的発展に寄与しているものと考えられる。
・仮に本特例措置が終了した場合には、上記の設備投資及び雇用創出の動きが停滞し、地域産業の振興や雇用機会の拡充に影響を及ぼすことが懸念される。
※参考：過疎対策室独自調査により算出

年度	この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数
R5	22 事業者	102 人
R6	13 事業者	40 人
R7	10 事業者	23 人

・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を図る必要がある。

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

年度	（ア）本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	（ア）の内数・租税特別措置の直接的効果			
		（イ）本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数（人）	租税特別措置の直接的効果による達成目標の実現割合（イ）/（ア）	（ウ）本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数（人）	租税特別措置の直接的効果による達成目標の実現割合（ウ）/（ア）
R4	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R5	270 人	128 人	47%	96 人	36%
R6	120 人	70 人	58%	43 人	36%
R7	108 人	19 人	18%	９人	８%
R8	175 人	80 人	46%	51 人	29%
R9	175 人	80 人	46%	51 人	29%
R10	175 人	80 人	46%	51 人	29%

※割合は小数点以下四捨五入。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
・令和4年度～令和7年度:過疎室独自調査による。
・令和8年度～令和 10 年度:令和4年度から令和7年度の実績の平均値と同数と見込んだ。

〇補助指標

年度	(ア)本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	(ア)の内数・租税特別措置の直接的効果			
		(イ)本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	租税特別措置の直接的効果による達成目標の実現割合(イ)/(ア)	(ウ)本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額	租税特別措置の直接的効果による達成目標の実現割合(ウ)/(ア)
R4	380.0億円	192.1 億円	51%	179.8 億円	47%
R5	226.1億円	85.5 億円	38%	15.2 億円	7%
R6	140.1億円	128.9 億円	92%	19.7 億円	14%
R7	123.8億円	36.3 億円	29%	43.6 億円	35%
R8	217.5億円	110.7 億円	51%	64.6 億円	30%
R9	217.5億円	110.7 億円	51%	64.6 億円	30%
R10	217.5億円	110.7 億円	51%	64.6 億円	30%

※設備投資額は小数第二位を四捨五入。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
・令和4年度～令和7年度:過疎室独自調査による。
・令和8年度～令和 10 年度:令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。

本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>《対象の偏在性について》
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和3年第 204 回国会提出、令和4年第 208 回国会提出、令和5年第 211 回国会提出、令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出）によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない（別紙1参照）。
また、過疎対策室独自調査によれば、令和6年度・令和7年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は 58 市町村・35 道府県にわたっており、地域的にも偏りはない（別紙2参照）。
さらに、上記報告書（令和6年第 213 回国会提出、令和7年第 217 回国会提出、令和8年第 221 回国会提出）によれば、令和4年度～令和6年度における上位 10 社の適用額合計の割合は、それぞれ 67.8%、68.6%、65.6%であり、一部の事業者に偏って適用されるものではない。
<table>
<tr><th>年度</th><th>適用額
（千円）</th><th>上位 10 社適用額
（千円）</th><th>割合
（%）</th></tr>
<tr><td>R4</td><td>568,480</td><td>385,311</td><td>67.8</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>1,248,548</td><td>856,827</td><td>68.6</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>1,272,112</td><td>834,639</td><td>65.6</td></tr>
</table>
引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
ー</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>⑤</td><td>税収減を是認する理由等</td><td>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>相当性</td><td>①</td><td>租税特別措置等によるべき妥当性等</td><td>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。
また、1件あたり減収額は約 242 万円（※）であり、補助金で交付する場合の事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。

※令和6年度1件あたり減収額
295,130 千円（上記 10③「減収額」の表記載値）÷122 件
＝2,419 千円（千円未満四捨五入）</td></tr>
</table>

		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	過疎地域持続的発展支援交付金（令和8年度予算額 8.0 億円）は、 ・基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材やICT等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。 一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図っていることから、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			R5年8月【R5　総務 01】